

## VI 課題と提言

### 1 地方公共団体への提言

#### 1) 虐待の発生及び深刻化予防

##### (1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援

望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化

##### (内容)

日齢0日児の心中以外の虐待死事例の多くは、望まない妊娠が背景にあり、妊娠・子育てに悩む実母が実父や家族などに相談できないまま、死亡に至っていた。

このため、引き続き、望まない妊娠などにより、妊娠・出産や子育てについて悩みを抱える者が相談しやすい体制の充実と窓口の周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の支援となりうる制度等の周知、相談を受けた機関が継続的な相談・支援につなぐための関係機関間の連携の強化など、実父母が相談しやすく、支援に結びつきやすい環境づくりが必要である。

これらの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備については、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、雇児母発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により示されており、引き続き、取組を推進すべきである。

妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実

##### (内容)

妊娠期から出産後の養育について支援が必要な妊婦については、出産後も継続して支援を行うために、要保護児童対策地域協議会において「特定妊婦」として支援対象とすることが必要である。養育支援が必要な家庭に対しては、妊娠期あるいは出産後早期から養育支援訪問事業等を活用するなどし、関係機関が役割分担して継続的な支援を行う必要がある。

また、そのために、医療機関に対し、要保護児童対策地域協議会における支援や医療機関の要保護児童対策地域協議会への参画の意義、特定妊婦への支援の必要性、養育支援訪問事業等の子育て支援について周知するなど、医療機関と市町村や児童相談所との間で共通の認識を持つことが必要である。

児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備

(内容)

市町村の母子保健担当部署は、妊娠の届け出や妊婦訪問等の機会に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが可能である。母子保健業務に従事する保健師には、母子保健だけでなく、児童虐待や精神保健などに関する幅広い知識と技術が求められる。特に、心中を含めた児童虐待の防止のため、家庭に関する情報収集能力、アセスメント能力、面接等の援助技術などが求められ、養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、市町村の児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制が必要である。

このため、市町村は以下の取組により、母子保健担当部署の質の向上と体制の整備に取り組むべきである。

- ① 職員への研修受講の機会の提供、必要な子育て支援の周知等による職員の質の向上に努めること。
- ② 支援が必要な家庭を把握し対応できるよう業務量に見合った人員の配置や、組織内で相談・指導ができる体制の整備等による体制の強化に努めること。

また、都道府県は、管内市町村における母子保健担当部署と児童福祉担当部署の連携の状況を把握し、必要に応じ、研修機会を提供すること等により、連携体制の強化に努めるべきである。

乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応

(内容)

乳幼児健康診査や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩み等について確認できる機会であり、子どもが健やかに成長するために欠かせないものである。これまでの報告で明らかになっている虐待防止のためにリスクとして留意すべきポイントは、別添のとおりであるが、これにあるとおり、養育者が乳幼児健康診査を子どもに受けさせていない家庭では、受けさせている家庭よりも虐待のリスクが高いと考えられる。

未受診等の家庭に対しては、市町村の母子保健担当部署において、必要に応

じ文書、電話、家庭訪問等により受診等の勧奨を行うこととなるが、それでも特に理由なく受診等を拒否する場合や、勧奨に対し反応のない場合等には、市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署とで連携し、関係機関から情報を集め、安全確認等の必要性等について検討し、必要な場合には、子どもの状況を確認すべきである。また、家庭訪問をしても子どもに会えない場合や、支援の必要性について検討すべきと思われる場合には、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所や関係機関と連携して対応する必要がある。特に、保育所等に所属していない乳幼児の場合は、早期に対応すべきである。

他方、市町村が、未受診等の家庭が転居してきたことを把握した場合には、転居前の家庭の状況、過去の受診状況等について前居住地の市町村から速やかに情報を得て、支援の必要性を検討し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど必要な支援につなげるべきである。

また、未受診の家庭への対応中に対象家庭が転居した場合で、転居先が分かっているときには、転居先の市町村へ情報提供し、支援を依頼することが必要である。

これらを通じて継続的な支援やフォローが必要と認められる家庭については、要保護児童対策地域協議会等における支援対象として位置づけ、支援すべきである。

## (2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発

近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための  
広報・啓発

(内容)

日齢0日児の心中以外の虐待死事例の多くの事例では、望まない妊娠が背景にあるため、性や妊娠・出産、命の尊さといった知識の普及や望まない妊娠を防ぐための啓発を行う必要がある。

また、近い将来、親となる若年者に対しては、子どもの行動や特徴、育児の仕方、特に、どのような行為がネグレクトなどの児童虐待となりうるのか、どのような行為が子どもの生命を危険にさらす可能性があるかなど、児童虐待の防止に資する知識等を伝えるとともに、子育てで困った際に相談できる窓口を周知していくことが必要である。

さらに、将来、親になりうる子どもに対しても幼い子どもの特徴や育児について学べる機会を作ることが必要である。

## 2) 虐待対応機関の体制の充実

### 児童相談所と市町村における体制整備

(内容)

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は毎年増加する一方で、これらの業務量に見合う職員配置が進んでいない。このため、多忙であることを理由に、本来、緊急受理会議で扱うべき事案を扱っていない事例や、要保護児童対策地域協議会において必要であるにもかかわらず、個別ケース検討会議が行われない事例があった。

児童相談所は、安全確認や介入措置を行うなど虐待対応の中核的な役割を担う専門機関であり、組織としての的確な対応をとるためには、業務量に見合った職員配置が不可欠である。

また、市町村は、虐待通告の窓口となり、安全確認や初期対応を行うほか、関係機関と連携した支援や要保護児童対策地域協議会の調整機関としてケースの進行管理などの役割を担っており、児童相談所と同様に、業務量に見合った職員を配置し、適切に業務分担を行うことが必要である。

### 児童相談所と市町村における専門性の確保

(内容)

児童相談所や市町村の職員は、児童虐待のリスク要因など児童虐待に関する基本的な理解、情報収集・アセスメント力、面接等援助技術など専門的な知識と技術が必要であり、その資質の向上が望まれる。

しかしながら、児童相談所や市町村では、人事異動等によりその専門性を確保しにくい場合が多い。虐待対応業務は子どもの生命に関わる判断を要し、高度な専門性を要する業務であることから、専門性が蓄積される専門職の採用や外部専門家の活用、研修の充実など、専門性の確保に努めるべきである。

### 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

(内容)

平成24年4月から、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の創設、未成年後見人制度の見直し、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による監護措置の規定の整備等を行った改正民法・児童福祉法が施行された。また、これまでも平成19年の児童虐待防止法の

改正による立入調査等の強化など児童相談所の権限が拡充されてきている。

児童相談所においては、これらの拡充されてきた制度を適正かつ有効に活用することが期待される。

しかしながら、本報告で分析した事例である居住実態が把握できないため安全確認に至らなかった事例においては、拡充された制度を活用すれば、安全確認に至った可能性もあると考えられ、まだ制度の活用の余地があるものと考えられる。

このため、親権停止制度や立入調査の権限など拡充されてきた制度を適正かつ有効に活用できるよう、児童相談所等においては、法制度やその実践例を熟知するなど職員の専門性の向上を図るとともに、弁護士等の専門的な人材の確保や適正な職員配置など体制の強化に努めるべきである。

### 3) 虐待の早期発見と早期対応

#### (1) 通告に関する広報・啓発

通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

(内容)

支援を必要とする家庭を早期に発見するためにも、虐待通告は重要であり、児童相談所や市町村への通告は、子どもを虐待から守るだけでなく、子育ての負担などに悩む養育者も助けることにつながるという視点からも必要であるということを周知する必要がある。

また、その前提として、虐待を受けたと思われる子どもを発見した人には通告義務があること、また、特に学校、保育所、病院など職業柄、子どもの福祉に関係のある団体及び職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める義務があることについて、引き続き、周知するべきである。

また、個人情報の取扱い等について懸念し、通告をためらう場合も想定されることから、通告した人の情報は守られること、職務上守秘義務が課せられていても、通告などの正当な情報提供は守秘義務違反に当たらないことなど、通告する際の懸念を取り除ける情報についても、併せて周知することが必要である。

## (2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施

通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の  
確実な実施

(内容)

通告のあった家庭について、住民登録がなされておらず、居住者が判明しない場合や、転居しているなど居住実態が確認されない場合であっても、子どもの安全確保を最優先に考え、安全確認を急ぐべきである。

その際、子どもや保護者の氏名が判明しない場合には、氏名不詳として児童虐待防止法第8条の2の出頭要求等を活用し、対応することも可能であることから、その活用も視野に入れて対応すべきである。

## 4) 地域での連携した支援

### (1) 市町村と児童相談所の役割分担

地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化

(内容)

市町村と児童相談所は、双方とも地域の虐待対応の窓口であり、適切な役割分担が必要となる。

このため、対応の漏れを防ぐとともに、事例が深刻化した場合などに円滑にケースを移管できるよう、地域の体制や資源に応じ、役割分担の目安となる基準、ルールを取り決めておくことが望ましい。

具体的には、関係する機関が共に当事者として対応するという自覚を持つことを前提として、事例の内容、支援の方針に応じ、主担機関を明確にするとともに、主担機関を変更すべき場合のルールを定めておく必要がある。

実際に各ケースにおいて主担機関を定めるに当たっては、要保護児童対策地域協議会などにおいて関係機関の有する情報を共有し、共同でアセスメントを行い、支援方針を協議した上で、その事例においてどの機関が主担当となることが効果的であるかという観点から、主担機関を定めるべきである。万が一にも、主担機関を定めることへの関心や議論が優先し、子どもの安全や利益を損ねることが起き去りにされるようなことがあってはならず、主担機関でない機関も、対応において当事者意識を失うことがあってはならない。

特に、児童相談所は、専門性を有する機関として、市町村の後方支援をする役割を自覚し、要保護児童対策地域協議会などを通じて、市町村の動きを把握し、必要に応じて市町村とともに児童相談所が直接に対応することが必要である。

## (2) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活性化

### 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化

#### (内容)

要保護児童や要支援児童の早期発見や適切な保護・支援のためには、行政機関だけではなく、地域の幅広い関係機関、関係者等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、支援方針を共に検討し、適切な役割分担の下、継続的な支援を行う必要があることから、要保護児童対策地域協議会の設置・活用を推進している。地方公共団体はこういった要保護児童対策地域協議会の意義を再確認する必要がある。

この要保護児童対策地域協議会を効果的に活用し、養育支援を進めていくためには、要保護児童対策地域協議会で取り扱うケースの管理や会議の設定・会議の運営などの事務局機能を果たす調整機関の役割が大きい。

要保護児童対策地域協議会では、限られた時間の中で、各ケースの展開に応じ、情報を共有し、アセスメントをし直し、支援の方針を検討し、関係機関の役割分担を決定していく必要があるが、そのためには、調整機関には相応の会議の運営能力と、ケースをアセスメントする専門性が求められる。特に、今後、保健機関や医療機関等との連携が進み、養育支援が必要なケース等の登録が増加すれば、これらの業務を受け止められる専門性の確保と体制の整備が求められる。

また、他方で、調整機関は、市町村の児童虐待対応を担っていることが多く、虐待対応も行いつつ、要保護児童対策地域協議会のマネジメントを担っていることから、これらの業務量に見合った職員配置が必要である。

以上のように、虐待予防に要保護児童対策地域協議会が役割を果たしていくためには、調整機関の専門性の確保と体制の整備が必要である。

## (3) 転居の場合の市町村間の連携

### 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ

#### (内容)

養育支援の必要な家庭が転居した場合は、転居先でも切れ目のない支援、フォローが行われる必要がある。そのためには、転居先の市町村は、転居前の市町村から転居した家庭への養育支援が必要である背景や、支援の経過に関する情報を得ることが不可欠である。

このため、支援していた家庭が転居した場合、転居前の市町村は、転居先の市町村に対して速やかに情報提供を行い、事例を引き継ぐことが必要である。

その際には、多くの情報の中で、ポイントとなる重要な情報（支援方針を決めるに当たって重要視した情報など）が埋もれてしまわないように留意する必要がある。

転居先の市町村においては、転居に伴い、家族構成、家庭環境等に変化があることを念頭に置き、転居前の市町村から得た情報に加え、転居の理由や転居した時期、家族構成、家庭環境等の変化を総合的に勘案して支援方針の見直しを行い、切れ目のない支援を行うことが必要である。

#### （４）医療機関との積極的な連携

要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働

（内容）

医療機関は、子どもや養育者の心身の不調に対応する場であると同時に、養育者自身の状況や悩みについて相談を受ける機会も多い。そのため、小児科はもとより、産科や精神科など妊婦や子ども、養育者が受診する医療機関からの情報により養育上の支援が必要な家庭を発見でき、早期からの支援に繋げることが可能となることから、市町村や児童相談所は、医療機関と積極的に連携するべきである。

市町村や児童相談所は、医療機関が虐待事案に限らず養育支援が必要な家庭について、日頃から気軽に相談ができるよう、日頃からの連携体制や関係を構築することが重要である。

また、その際、医療機関側は必ずしもすべての医療機関で、虐待を疑う事例を数多く経験したり、院内の虐待対応の体制が整備されているわけではないため、地方公共団体が、地域の医療機関が虐待対応の体制を整え、市町村や児童相談所と連携体制を構築できるよう支援する必要がある。

これらを踏まえ、地方公共団体は、医療機関との連携体制や関係の構築のため、具体的には、次の取組を進めるべきである。

- ① 医療機関における虐待対応の向上が図られるよう、必要に応じ、保健所や関係部署等と連携のうえ、地域の医療機関に対し、児童虐待が疑われる場合の対応や要保護児童対策地域協議会の役割、医療機関の参画の意義、特定妊婦への支援の必要性、養育支援訪問事業等の子育て支援などについて、情報提供や研修会の開催などにより周知すること。
- ② 要保護児童対策地域協議会などにおいて、通告した子どものみならず、医療機関において気にかかる子どもについても医療機関から相談を受けたり、



対応が難しいケースへの対応などについて事例検討会を開催するなど、日頃からの情報交換や情報共有を積極的に行うこと。

以上のような取組により医療機関との関係の構築を進め、個別のケースについて、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、市町村や児童相談所と医療機関等の関係機関とで情報を交換・共有し、子どもの適切な養育環境の確保や養育者の育児負担の軽減のために必要な支援などの支援方針を検討することが望まれる。その際は、市町村や児童相談所が一方的に情報提供を受けるだけでなく、医療機関と支援に必要な情報を共有する必要がある。これにより、適切な役割分担のもと、協働して支援していくべきである。

なお、妊娠期から養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための医療機関との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示されており、引き続き、これに取り組むべきである。

## 5) 転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

### 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

(内容)

市町村又は児童相談所が関与している家庭が転居し、転居後に死亡に至った事例では、前居住地と発生地それぞれの地方公共団体において検証が行われている事例があった。

各地方公共団体が自らの地域の関係機関の対応について検証することも必要であるが、再発防止の観点からは、なぜ死亡事例に至ってしまったのかを検証し、その原因をつきとめる必要があることから、発生地の地方公共団体は、前居住地の地方公共団体等の協力を得て検証を行うことも検討すべきである。

また、転居前から虐待死に至るまでを一連の事例として一貫して検証することも有益であるため、前居住地の地方公共団体と発生地の地方公共団体が協力して検証を行うことも検討すべきである。

## 2 国への提言

### 1) 虐待の発生及び深刻化予防

#### (1) 養育支援を必要とする家庭への早期からの支援

望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進

(内容)

国は、引き続き、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい窓口の設置やその周知、妊娠・出産に関連した経済的支援制度、里子・養子縁組制度等の支援となりうる制度の周知など、望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知や、相談を受けた機関から関係機関につなぐための関係機関相互の連携の強化を促進すべきである。

妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進

(内容)

国は、特定妊婦などの妊娠期・出産後早期からの養育支援を必要とする家庭に対する指導方法や、医療機関、保健機関、福祉機関等が連携した支援方法について知見や技法の収集を進め、特定妊婦に対する効果的な支援方法等について地方公共団体等に普及すべきである。

また、妊娠期・出産後早期からの養育支援が必要な家庭の把握ができるように、妊娠の届出の機会の活用を図ることや、医療機関に特定妊婦や養育支援訪問事業についての情報提供をすることなどの重要性を地方公共団体に示すべきである。

さらに、要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携した支援が行われるよう、地方公共団体の取組を促進すべきである。

#### (2) 若年者などへの虐待予防のための広報・啓発

近い将来に親になりうる10代～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

(内容)

国は、地方公共団体への提言に記載した次の若年者に対する広報・啓発など、児童虐待の防止に資する知識等のわかりやすい形での広報・啓発に取り組むべ

きである。

- ① 性や妊娠・出産、命の尊さといった知識の普及や望まない妊娠を防ぐための啓発
- ② 近い将来、親となる若年者に対し、子どもの行動や特徴、育児の仕方、特に、どのような行為がネグレクトなどの児童虐待となりうるのか、どのような行為が子どもの生命を危険にさらす可能性があるのかなど、児童虐待の防止に資する知識や、子育てで困った際に相談できる窓口の周知
- ③ 将来、親になりうる子どもに対し、幼い子どもの特徴や育児について学べる機会の提供

## 2) 虐待対応窓口の体制整備の充実

児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制整備と専門性の確保

（内容）

国は、引き続き、地方公共団体が児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制の充実を図るための取組（専門性を備えた人材の充足、資質の向上を図るための研修やスーパービジョンの整備など）の支援に努め、地方公共団体による職員の適正な配置や専門性の確保などの体制強化の取組を促進すべきである。

民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

（内容）

児童相談所においては、これまで拡充されてきた制度を適正かつ有効に活用することが期待されるが、未だ制度の活用の余地があるものと考えられる。

このため、国は、児童相談所において親権停止制度や立入調査の権限など拡充されてきた制度を適正かつ有効に活用できるよう、法制度やその実践例を熟知するなど職員の専門性の向上、弁護士等の専門的な人材の確保や適正な職員配置など体制の強化に努めるよう促すべきである。

また、拡充された制度が適切かつ有効に活用されるよう、制度を効果的に活用した事例などを収集し、児童相談所での対応に資するノウハウや留意点などについて地方公共団体に周知すべきである。

### 3) 虐待の早期発見と早期対応

#### (1) 通告に関する広報・啓発

通告義務・通告先等についての広報・啓発

(内容)

国は、虐待通告は、子どもを虐待から守るだけでなく、子育ての負担などに悩む養育者への援助のきっかけにもなるという視点についても周知すべきである。

また、その前提として、虐待を受けたと思われる子どもを発見した人には通告義務があること、また、特に、学校、保育所、病院など職業柄、子どもの福祉に関係のある団体及び職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める義務があることについて、引き続き、周知すべきである。

また、通告した人の情報は守られること、職務上守秘義務が課せられていても、通告などの正当な情報提供は守秘義務違反に当たらないことなど、通告する際の懸念を取り除ける情報についても、併せて周知すべきである。

#### (2) 居住実態が把握できない子どもの安全確認の実施

通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

(内容)

国は、虐待通告があった家庭について住民登録がないなど居住実態が把握できない場合であっても、子どもの安全確認が確実に実施されるよう、安全確認のための方策を児童相談所や市町村へ周知し、安全確認の徹底を図るべきである。

### 4) 地域での連携した支援

#### (1) 市町村と児童相談所の役割分担

地域の実情にあわせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の促進

(内容)

国は、市町村及び児童相談所が、それぞれの本来の役割を前提として、地域の体制や資源の状況を踏まえ、役割分担の目安となる基準、ルールを取り決めるとともに、主担機関等の役割分担が家庭への効果的な支援という観点から決められるなど、適切にルールが運用されるよう促すべきである。

## (2) 要保護児童対策地域協議会の活性化

### 要保護児童対策地域協議会の活用の促進

(内容)

国は、要保護児童対策地域協議会を効果的に活用している事例等を収集、分析し、要保護児童対策地域協議会の運営方法やケース検討の方法などについて地方公共団体に情報提供するとともに、調整機関の専門性の向上を図るための取組（研修や講演会など）の支援に努め、要保護児童対策地域協議会の効果的な活用を促すべきである。

## (3) 転居の場合の市町村間の連携

### 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知

(内容)

国は、養育支援が必要な家庭が転居する場合に、地方公共団体間で確実にケースに関する情報（支援の経過のほか、健康診査、予防接種の有無等の情報を含む。）が引き継がれ、切れ目のない支援が行われるようその方法等を地方公共団体に周知すべきである。

## (4) 医療機関との連携

### 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働

(内容)

国は、市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）や児童相談所が医療機関との連携・協働を進めるため、市町村や児童相談所が医療機関と日頃から気軽に相談・紹介や情報交換・共有をできるような連携・協働しやすい関係を作るとともに、実際に市町村や児童相談所と医療機関とで支援家庭に関する情報を交換・共有し、支援方針を検討できるよう、地方公共団体による次のような取組を促すべきである。

- ① 地域の医療機関が、児童虐待が疑われる場合の対応や要保護児童対策地域協議会の役割や医療機関の参画の意義、特定妊婦への支援の必要性、養育支援訪問事業等の子育て支援などについて理解できるよう、情報提供や研修会の開催などにより周知すること。
- ② 要保護児童対策地域協議会などにおいて、通告した子どものみならず、医療機関において気にかかる子どもについても医療機関からの相談を受けた

り、困難ケースへの対応などについて事例検討会を開催するなど、日頃からの情報交換や情報共有を積極的に行うこと。

- ③ これらの取組により、幅広い医療機関から要保護児童対策地域協議会への参画を得るなど医療機関の協力を得て、個別のケースについて市町村や児童相談所と医療機関等とで情報交換・共有を行い、支援方針を検討すること。

## 5) 検証における関係機関の協力

地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進

(内容)

国は、地方公共団体が行う検証について、

- ① 市町村が検証を行う場合には、都道府県が検証の進め方など技術的援助を行うことや、
- ② 転居事例の場合には、前居住地や発生地地方公共団体が協力して検証を行うことなど、

関係機関が協力して効果的な検証を行うことを促すべきである。